

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号） 抜粋

別表第三号（第7条関係）

1 この別表において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

「スプリアス発射の強度の許容値」とは、無変調時において給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の平均電力により規定される許容値をいう。

「不要発射の強度の許容値」とは、変調時において給電線に供給される周波数ごとの不要発射の平均電力（無線測位業務を行う無線局、30MHz以下の周波数の電波を使用するアマチュア局及び単側波帯を使用する無線局（移動局又は30MHz以下の周波数の電波を使用する放送局以外の無線局に限る。）の送信設備（実数零点単側波帯変調方式を用いるものを除く。）にあつては、尖頭電力）により規定される許容値をいう。ただし、別に定めがあるものについてはこの限りでない。

「搬送波電力」とは、施行規則第2条第1項第71号に規定する電力をいう。ただし、デジタル変調方式等のように無変調の搬送波が発射できない場合は、変調された搬送波の平均電力をいう。

「参照帯域幅」とは、スプリアス領域における不要発射の強度の許容値を規定するための周波数帯

域幅をいう。

「BN」とは、帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数を算出するために用いる必要周波数帯幅をいう。この場合における必要周波数帯幅は、占有周波数帯幅の許容値とする。ただし、次に掲げる場合の必要周波数帯幅は、次のとおりとする。

- ア チヤネル間隔が規定されているものの必要周波数帯幅は、チヤネル間隔とすることができる。
- イ 指定周波数帯が指定されているものの必要周波数帯幅は、指定周波数帯の値とすることができる。
- ウ 単一の電力増幅部により複数の主搬送波に対して給電を行う共通増幅方式の送信設備であつて、複数の連続した搬送波（均一又は等間隔に配置される場合に限る。）に対して共通増幅を行うもの（放送局の送信設備を除く。）の必要周波数帯幅は、次式による値とすることができる。

$$B_0 = b_0 + (m - 1) F$$

B_0 : 1のシステム当たりの必要周波数帯幅

b_0 : 1の搬送波当たりの占有周波数帯幅の許容値

m : 搬送波数

F : 1 の搬送波の中央の周波数と隣接する搬送波の中央の周波数の差

「fc」とは、中心周波数（必要周波数帯幅の中央の周波数）をいう。

2 スプリアス発射の強度の許容値又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の

許容値

基本周波数帯	空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
30MHz 以下	50W を超えるもの	50mW（船舶局及び船舶において使用する携帯局の送信設備にあつては、200mW）以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より40dB低い値。ただし、単側波帯を使用	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
			基本周波数の搬送波電力より60dB低い値
			50μW以下
	5Wを超え50W以下		
	1Wを超え5W以下		50μW以下。ただし、単側波帯を使用する固定局及び陸上

		する固定局及び陸上局（海岸局を除く。）の送信設備にあつては、50 d B 低い値	局（海岸局を除く。）の送信設備にあつては、基本周波数の尖頭電力より50 d B 低い値
	1 W以下	1 mW以下	50 μ W以下
30MHzを超え54MHz以下	50Wを超えるもの	1 mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60 d B 低い値	50 μ W以下又は基本周波数の搬送波電力より70 d B 低い値
	1 Wを超え50 W以下		基本周波数の搬送波電力より60 d B 低い値
	1 W以下	100 μ W以下	50 μ W以下
54MHzを超え70MHz以下	50Wを超えるもの	1 mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より80 d B 低い値	50 μ W以下又は基本周波数の搬送波電力より70 d B 低い値
	1 Wを超え50 W以下		基本周波数の搬送波電力より60 d B 低い値

	1 W以下	100 μ W以下	50 μ W以下
70MHz を超え14 2MHz 以下及び1	50W を超える もの	1 mW 以下であり、かつ、基 本周波数の平均電力より60 d	50 μ W 以下又は基本周波数の 搬送波電力より70 d B 低い値
	44MHz を超え14 6MHz 以下		基本周波数の搬送波電力より 60 d B 低い値
142MHz を超え1 44MHz 以下及び	50W を超える もの	1 mW 以下であり、かつ、基 本周波数の平均電力より80 d	50 μ W 以下又は基本周波数の 搬送波電力より70 d B 低い値
	146MHz を超え1 62.0375MHz 以 下		基本周波数の搬送波電力より 60 d B 低い値
162.0375MHz を 超え335.4MHz を	1 W以下	100 μ W以下	50 μ W以下
	50W を超える もの	1 mW 以下であり、かつ、基 本周波数の平均電力より60 d	50 μ W 以下又は基本周波数の 搬送波電力より70 d B 低い値

以下	1 Wを超え50 W以下	B低い値	基本周波数の搬送波電力より60 d B低い値
	1 W以下	100 μ W以下	50 μ W以下
335.4 MHzを超え470 MHz以下	25Wを超えるもの	1 mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より70 d B低い値	基本周波数の搬送波電力より70 d B低い値
	1 Wを超え25 W以下	2.5 μ W以下	2.5 μ W以下
	W以下		
470 MHzを超え960 MHz以下	1 W以下	25 μ W以下	25 μ W以下
	50Wを超えるもの	20mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60 d B低い値	50 μ W以下又は基本周波数の搬送波電力より70 d B低い値
	25Wを超え50 W以下	B低い値	基本周波数の搬送波電力より60 d B低い値

	1 Wを超え25 W以下	25 μ W以下	25 μ W以下
	W以下		
960MHzを超えるもの	1 W以下	100 μ W以下	50 μ W以下
	10Wを超えるもの	100mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より50dB低い値	50 μ W以下又は基本周波数の搬送波電力より70dB低い値
	10W以下	100 μ W以下	50 μ W以下

注 空中線電力は、平均電力の値とする。

参照帯域幅は、次のとおりとする。

スプリング領域の周波数帯	参照帯域幅
9kHzを超え150kHz以下	1kHz
150kHzを超え30MHz以下	10kHz
30MHzを超え1GHz以下	100kHz

1 GHz を超えるもの

1 MHz

帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、次のとおりとする。

周波数範囲	必要周波数帯幅の条件	帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数
9 kHz < f c 150 kHz	BN < 250 Hz	f c ± 625 Hz
	250 Hz BN 10 kHz	f c ± 2.5BN
	BN > 10 kHz	f c ± (1.5 BN + 10 kHz)
150 kHz < f c 30 MHz	BN < 4 kHz	f c ± 10 kHz
	4 kHz BN 100 kHz	f c ± 2.5BN
	BN > 100 kHz	f c ± (1.5 BN + 100 kHz)
30 MHz < f c 1 GHz	BN < 25 kHz	f c ± 62.5 kHz
	25 kHz BN 10 MHz	f c ± 2.5BN
	BN > 10 MHz	f c ± (1.5 BN + 10 MHz)

1 GHz z < f c 3 GHz z	B N < 100 K H z	f c ± 250 K H z
	100 K H z B N 50M H z	f c ± 2.5 B N
	B N > 50M H z	f c ± (1.5 B N + 50M H z)
3 GHz z < f c 10GHz z	B N < 100 K H z	f c ± 250 K H z
	100 K H z B N 100M H z	f c ± 2.5 B N
	B N > 100M H z	f c ± (1.5 B N + 100M H z)
10GHz z < f c 15GHz z	B N < 300 K H z	f c ± 750 K H z
	300 K H z B N 250M H z	f c ± 2.5 B N
	B N > 250M H z	f c ± (1.5 B N + 250M H z)
15GHz z < f c 26GHz z	B N < 500 K H z	f c ± 1.25M H z
	500 K H z B N 500M H z	f c ± 2.5 B N
	B N > 500M H z	f c ± (1.5 B N + 500M H z)
f c > 26GHz z	B N < 1 M H z	f c ± 2.5M H z

	1 MHz	BN	500MHz	$f_c \pm 2.5BN$
	BN > 500MHz			$f_c \pm (1.5BN + 500MHz)$

注 1 帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、スプリアス領域に含むものとする。

2 発射する電波の周波数（必要周波数帯幅を含む。）が、二以上の周波数範囲にまたがる場合は、上限の周波数範囲に規定する値を適用する。

3 次に掲げる周波数の電波を使用する固定衛星業務及び放送衛星業務を行う無線局の送信設備であつて、必要周波数帯域幅の条件を満たすものについては、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

使用周波数	業務分類	必要周波数帯幅の条件	帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数
3.4GHzを超え4.2GHz以下	固定衛星業務	$BN > 250MHz$	$f_c \pm (1.5BN + 250MHz)$
5.725GHzを超え6GHz以下	固定衛星業務	$BN > 500MHz$	$f_c \pm (1.5BN + 500MHz)$

. 725G H z 以下			
7. 25G H z を超え7. 75G H z 以下及び7. 9G H z を超え8. 4G H z 以下	固定衛星業務	B N > 250M H z	f c ± (1. 5B N + 250M H z)
10. 7G H z を超え12 . 75G H z 以下	固定衛星業務又 は放送衛星業務	B N > 500M H z	f c ± (1. 5B N + 500M H z)
12. 75G H z を超え1 3. 25G H z 以下	固定衛星業務	B N > 500M H z	f c ± (1. 5B N + 500M H z)
13. 75G H z を超え1 4. 8G H z 以下	固定衛星業務	B N > 500M H z	f c ± (1. 5B N + 500M H z)

3 30M H z 以下の周波数の電波を使用する基本周波数の平均電力が50k W以上の送信設備であつて、
1 オクターブ又はそれ以上のオクターブの周波数の範囲に切り換えて使用するものの帯域外領域における

スプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2 に規定する値にかかわらず、その平均電力ができる限り50mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力（スプリアス領域における不要発射にあつては搬送波電力）より60dB低い値とする。

- 4 30MHzを超え470MHz以下の周波数の電波を使用する多重通信路の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2 に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
50Wを超えるもの	1mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60dB低い値	50μW以下又は基本周波数の搬送波電力より70dB低い値
25Wを超え50W以下		基本周波数の搬送波電力より60dB低い値
1Wを超え25W以下	25μW以下	25μW以下

1 W以下	100 μ W以下	50 μ W以下
-------	---------------	--------------

- 5 放送局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。
- 中波放送を行う放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2 及び3に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
50mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より40dB低い値	50mW以下であり、かつ、基本周波数の搬送波電力より50dB低い値

- 短波放送を行う放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、
- 2 及び 並びに3に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。
- ア 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度

の許容値

帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
50mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より40dB低い値	50mW以下であり、かつ、基本周波数の搬送波電力より50dB低い値

イ 帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数

(7) A3E電波を使用するもの

f c (±) 22.5kHz

(1) H3E電波を使用するもの

f c (±) 11.25kHz

超短波放送（デジタル放送を除く。）、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
250Wを超えるもの	1 mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60 d B低い値	1 mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より70 d B低い値
1 Wを超え250W以下		25μ W以下
1 W以下	100μ W以下	

超短波放送のうちデジタル放送を行う放送局の送信設備（衛星補助放送を行うものを除く。）の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2 に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
500Wを超えるもの	1 mW以下であり、かつ、基本周波	基本周波数の平均電力より70 d B低

	数の平均電力より60dB低い値		低い値
1Wを超え500W以下			50μW以下
下			
1W以下	100μW以下		

標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送及び標準テレビジョン・データ多重放送を行う放送局の送信設備（11.7GHzから12.2GHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。）の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

基本周波数帯	空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
90MHzを超え108MHz以下及び112MHz以下及び1	42Wを超えるもの	1mW以下であり、かつ、映像送信設備の基本周波数	1mW以下であり、かつ、映像送信設備の基本周波数

70MHz を超え22 2MHz 以下		の平均電力より60dB低い 値		の平均電力より60dB低い 値
	1.68Wを超え42W 以下			25μW以下
470MHz を超え7 70MHz 以下	42Wを超えるもの	20mW以下であり、かつ、 映像送信設備の基本周波数 の平均電力より60dB低い 値	12mW以下であり、かつ、 映像送信設備の基本周波数 の平均電力より60dB低い 値	
	1.68Wを超え42W 以下			25μW以下
	1.68W以下			100μW以下

注 空中線電力は、映像送信設備の尖頭電力の値とする。

標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2 に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、空中線電力が8 kWを超える送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値については、別図第4号の8の8に規定する値を準用する。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
25Wを超えるもの	20mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60dB低い値	12mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60dB低い値
1Wを超え25W以下	25μW以下	25μW以下
1W以下	100μW以下	

- 6 映像信号搬送波と音声信号搬送波を同時に増幅する方式の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射（色信号副搬送波と音声信号搬送波の相互変調によつて生ずるものに限る。）の強度の許容値は、

2 及び5 に規定する値にかかわらず、映像信号搬送波の平均電力より40dB低い値とする。

7 30MHzを超え335.4MHz以下の周波数のF1D電波、F2B電波又はF3E電波を使用する船舶局、船上通信局、航空機局及び船舶又は航空機に搭載して使用する携帯局の送信設備であつて無線通信規則付録第18号の表に掲げる周波数の電波を使用するものの帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2 に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
146MHzを超え162.0375MHz以下	400Wを超えるもの	2.5 × (P / 20) μ W以下	50μ W以下又は基本周波数の搬送波電力より70dB低い値
	20Wを超え400W以下		2.5 × (P / 20) μ W以下
1Wを超え20W以下		2.5μ W以下	2.5μ W以下

	下		
	1 W以下	100 μ W以下 (注2)	50 μ W以下
上記以外の周波数帯	400Wを超えるもの	10 × (P / 20) μ W以下	50 μ W以下又は基本周波数の搬送波電力より70 d B低い値
	20Wを超え400W以下		10 × (P / 20) μ W以下
	1 Wを超え20W以下		10 μ W以下
	下		
	1 W以下	100 μ W以下 (注2)	50 μ W以下

注1 Pは、基本周波数の平均電力の値を表す。

2 船舶局にあつては、帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値の規定は適用しない。

8 狭帯域直接印刷電信装置による通信を行う船舶局又は海岸局の無線設備であつて、1,606.5 kHzから26,175 kHzまでの周波数の電波を使用するものの送信設備の帯域外領域における不要発射の強度の

許容値は、2 及び3に規定する値にかかわらず、F1B電波発射時の平均電力に対する不要発射の減衰量が別図第4号の10に示す曲線の値とする。

- 9 118MHzから142MHzまでの周波数の電波を使用する平均電力が25W以下の航空移動業務の無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2 に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
1Wを超え25W以下	25 μ W以下	25 μ W以下
1W以下	100 μ W以下	50 μ W以下

- 10 335.4MHzを超え470MHz以下の周波数の電波を使用する航空移動業務の無線局、放送中継を行う無線局及びアマチュア局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値並びにスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2 及び4に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
50Wを超えるもの	1 mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60 d B低い値	50 μ W以下又は基本周波数の搬送波電力より70 d B低い値
1 Wを超え50W以下		基本周波数の搬送波電力より60 d B低い値
1 W以下	100 μ W以下	50 μ W以下

11 28MHz以下の周波数のJ3E電波を使用する航空機局及び航空局の送信設備並びに22MHz以下の周波数のJ2D電波（航空移動（R）業務の周波数に限る。）を使用する航空機局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2及び3に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。なお、この場合における参照帯域幅は、2に規定する値を準用する。

割当周波数からの周波数間隔	不要発射の強度の許容値
1.5kHz以上4.5kHz未満	基本周波数の尖頭電力より30 d B低い値

4. 5k Hz 以上 7.5k Hz 未満	基本周波数の尖頭電力より 38dB 低い値
7.5k Hz 以上	基本周波数の尖頭電力より 43dB 低い値。ただし、航空局であつて、空中線電力が 50W を超えるものは基本周波数の搬送波電力より 60dB 低い値とし、空中線電力が 50W 以下のものは 50 μ W 以下である値とする。

12 生存艇及び救命浮機の送信設備、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話、捜索救助用レーダートランスポンダ並びに航空機用救命無線機の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値の規定は適用しない。

13 406MHz から 406.1MHz まで及び 121.5MHz の周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識、航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機のスプリアス発射の強度の許容値は、2、7、9 及び 10 に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

14 インサルスット船舶地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2 に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

インスルサット船舶地球局のインスルサットA型の送信設備

ア 変調時におけるスプリアス発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、任意の4kHz幅において別図第1号に示す曲線の値とする。ただし、1,636.5MHzから1,645MHzまでの周波数帯における無変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

離調周波数	スプリアス発射の強度の許容値
25kHz以下	基本周波数の等価等方輻射電力より50dB低い値
25kHzを超えるもの	基本周波数の等価等方輻射電力より60dB低い値

イ 高調波発射（18GHz以下の周波数のものに限る。）の強度の許容値は、等価等方輻射電力が（-）23dBW（1Wを0dBとする。以下この別表において同じ。）以下である値とする。

インスルサット船舶地球局のインスルサットC型の送信設備

ア 変調時におけるスプリアス発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、任意の3kHz幅において別図第1号に示す曲線の値とする。ただし、離調周波数が1MHz以下

の範囲における無変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

離調周波数	スプリアス発射の強度の許容値
5 kHz 以下	基本周波数の等価等方輻射電力より25 dB 低い値
5 kHz を超え100 kHz 以下	基本周波数の等価等方輻射電力より45 dB 低い値
100 kHz を超え1 MHz 以下	基本周波数の等価等方輻射電力より50 dB 低い値

- イ 高調波発射（18 GHz 以下の周波数のものに限る。）の強度の許容値は、等価等方輻射電力が（
- ）25 dB 以下である値とする。

インサルスット船舶地球局のインサルスットB型の送信設備

- ア 変調時におけるスプリアス発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は
、任意の4 kHz 幅において別図第1号に示す曲線の値とする。ただし、1,626.4 MHz から1,646
.6 MHz までの周波数帯における変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、離調周
波数が100 kHz（無線高速データによる通信を行う場合にあつては、500 kHz）を超えるものに
対して無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力より60 dB 低い値とする。

- イ 高調波発射（18GHz以下の周波数のものに限る。）の強度の許容値は、等価等方輻射電力が（
-）23dB以下である値とする。

インマルサット船舶地球局のインマルサットM型の送信設備

- ア 変調時におけるスプリアス発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、
無線設備の種類に応じて次のとおりとする。

(ア) 標準同調範囲型の無線設備

- 任意の4kHz幅において別図第1号に示す曲線の値とする。ただし、1,626.4MHzから1,646.6MHzまでの周波数帯における変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、離調周波数が100kHzを超えるものに対して無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力より60dB低い値とする。

(イ) 限定同調範囲型の無線設備

- 任意の4kHz幅において別図第1号に示す曲線の値とする。ただし、1,631.4MHzから1,646.6MHzまでの周波数帯における変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、離

調周波数が100kHzを超えるものに対して無変調時の基本周波数の等価平方輻射電力より60dB低い値とする。

- イ 高調波発射（18GHz以下の周波数のものに限る。）の強度の許容値は、等価平方輻射電力が（
 - ）23dB以下である値とする。

インマルサット船舶地球局のインマルサットF型の送信設備

- ア 変調時におけるスプリアス発射（高調波発射を除く。）の等価平方輻射電力の強度の許容値は、任意の4kHz幅において別図第1号に示す曲線の値とする。ただし、1,626.4MHzから1,660.6MHzまでの周波数帯における変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、離調周波数が100kHzを超えるものに対して無変調時の基本周波数の等価平方輻射電力より60dB低い値とする。

- イ 高調波発射（18GHz以下の周波数のものに限る。）の強度の許容値は、等価平方輻射電力が（
 - ）23dB以下である値とする。

15 基本周波数の平均電力が1Wを超える無線測位業務を行う無線局の送信設備の帯域外領域におけるス

プリアス発射の強度の許容値（基本周波数が470MHz以下のものを除く。）及びプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、一次レダ - （決定しようとする位置から反射される無線信号と基準信号との比較を基礎とする無線測位の設備をいう。）の参照帯域幅及び帯域外領域とプリアス領域の境界の周波数は、総務大臣が別に告示する値とする。

空中線電力	帯域外領域におけるプリアス発射の強度の許容値	プリアス領域における不要発射の強度の許容値
50Wを超えるもの	基本周波数の平均電力より40dB低い値	基本周波数の尖頭電力より60dB低い値
50W以下	50μW以下	

注 レダ - の送信設備のプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、空中線から輻射される周波数ごとの不要発射の尖頭電力の値とする。

16 273MHzを超え328.6MHz以下の周波数の電波を使用する電気通信業務を行うことを目的として開

設する無線呼出局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2 に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
25Wを超えるもの	1 mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より70dB低い値	基本周波数の搬送波電力より70dB低い値
1Wを超え25W以下	2.5μW以下	2.5μW以下
1W以下	100μW以下	50μW以下

17 携帯無線通信を行う無線局及び携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2 に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
50Wを超えるもの	2.5 μ W以下又は基本周波数の平均電力より60 d B低い値	50 μ W以下又は基本周波数の搬送波電力より70 d B低い値
1 Wを超え50W以下		2.5 μ W以下又は基本周波数の搬送波電力より60 d B低い値
1 W以下	25 μ W以下	25 μ W以下

符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

- 18 M C A陸上移動通信を行う無線局、M C A陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、空港無線電話通信を行う無線局、空港無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局及び簡易無線

局であつて、903MHzを超え905MHz以下の周波数の電波を使用するもの並びに1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数を角度変調した電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（17の規定の適用があるものを除く。）の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びブリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
50Wを超えるもの	1mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60dB低い値	50μW以下又は基本周波数の搬送波電力より70dB低い値
1Wを超え50W以下		基本周波数の搬送波電力より60dB低い値
1W以下	25μW以下	25μW以下

19 デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局、デジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、142MHzを超え470MHz以下の周波数の電波を使用する実数零点単側波帯変調方式又

は狭帯域デジタル通信方式の無線局（海岸局、航空局、実験局及びアマチュア局並びに総務大臣が別に告示するものを除く。）並びに市町村デジタル防災無線通信を行う固定局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2 及び18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
50Wを超えるもの	2. 5 μ W以下又は基本周波数の平均電力より60 d B低い値	50 μ W以下又は基本周波数の搬送波電力より70 d B低い値
1 Wを超え50W以下		2. 5 μ W以下又は基本周波数の搬送波電力より60 d B低い値
1 W以下	25 μ W以下	25 μ W以下

20 デジタルコ - ドレス電話の無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2 及び 並びに18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

帯域外領域におけるスプリクス発射の強度の許容値及びビスプリクス領域における不要発射の強度の許容値

周波数帯	帯域外領域におけるスプリクス発射の強度の許容値	スプリクス領域における不要発射の強度の許容値
1, 893.5 MHz を超え 1, 919.6 MHz 以下	250 nW 以下	250 nW 以下
1, 893.5 MHz 以下及び 1, 919.6 MHz を超えるもの	2.5 μ W 以下	2.5 μ W 以下

注 スプリクス発射又は不要発射の強度の許容値は、給電線に供給される周波数ごとのスプリクス発射又は不要発射の継続する時間における平均の電力の値とする。

帯域外領域及びビスプリクス領域の境界の周波数

搬送波 (±) 996 k H z

- 21 P H S の陸上移動局、P H S の基地局、P H S の基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びP H S の通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

スプリクス領域における不要発射の強度の許容値

周波数帯	スプリクス領域における不要発射の強度の許容値
ア 1, 884. 5 M H z 以上1, 919. 6 M H z 以下	任意の 1 M H z の帯域幅における平均電力が794 n W 以下
イ 1, 884. 5 M H z 未満及び1, 919. 6 M H z を超えるもの (ウに掲げる周波数を除く。) (注1)	任意の 1 M H z の帯域幅における平均電力が794 n W 以下
ウ 1, 920 M H z 以上1, 980 M H z 以下及び2, 110 M H z 以上2, 170 M H z 以下 (任意の 1 M H z の帯域幅における平均電力が251 n W 以下

注1)

注 1 離調周波数が2.25MHz以上となる周波数帯に限る。

2 不要発射の強度の許容値は、給電線に供給される周波数ごとの不要発射の継続する時間における平均の電力の値とする。

帯域外領域及びスプリクス領域の境界の周波数

ア 占有周波数帯幅が288kHz以下の送信設備

搬送波(±)996kHz

イ 占有周波数帯幅が288kHzを超える送信設備

搬送波(±)1,296kHz

22 特定ラジオマイクの陸上移動局、コードレス電話の無線局、1,215MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局、73.6MHzを超え1,260MHz以下、10.5GHzを超え10.55GHz以下又は24.05GHzを超え24.25GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局、小電力セキユリテイステムの無線局及び道路交通情報通信を行う無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリー

アス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2 及び18に規定する値にかかわらず、その平均電力が2.5μ W以下である値とする。ただし、特定小電力無線局のうち総務大臣が別に告示するものスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2 及び18に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

23 952MHz以上954MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

24 2,400MHz以上2,483.5MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備であつて周波数ホッピング方式を用いるもの及び小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつてMHz以上2,483.5MHz以下の周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
2,387MHz未満及び2,496.5MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2.5μ W以下

2, 387MHz 以上2, 400MHz 未満及び2, 483.5MHz を超え2, 496.5MHz 以下	任意の1MHz の帯域幅における平均電力が25μ W 以下
---	-------------------------------

25 2, 425MHz を超え2, 475MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局の送信設備であつて周波数ホッピング方式を用いるものの不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
2, 425MHz 未満2, 475MHz を超えるもの	任意の1MHz の帯域幅における平均電力が2.5μ W 以下

26 小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて2, 471MHz 以上2, 497MHz 以下の周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
2, 458MHz 未満及び2, 510MHz を超えるもの	任意の1MHz の帯域幅における平均電力が2.5μ W 以下

の	W以下
2, 458MHz 以上2, 471MHz 未満及び2, 497MHz 以上2, 510MHz 未満	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が25μ W 以下

27 小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて、屋内において5, 180MHz、5, 200MHz、5, 220MHz、5, 240MHz、5, 260MHz、5, 280MHz、5, 300MHz 若しくは5, 320MHz の周波数の電波を使用するもの又は航空機内において5, 180MHz、5, 200MHz、5, 220MHz 若しくは5, 240MHz の周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5, 140MHz 未満及び5, 360MHz を超えるもの	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が2.5μ W以下

28 小電力データ通信システムの無線局の送信設備のうち、24.77GHz 以上25.23GHz 以下の周波数の電波であつて24.77GHz 若しくは24.77GHz に10MHz の整数倍を加えたもの又は27.02GHz 以上2

7. 46GHz以下の周波数の電波であつて27.02GHz若しくは27.02GHzに10MHzの整数倍を加えたものを使用するものの不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
24.705GHz未満及び25.295GHzを超え26.955GHz未満及び27.525GHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が1μW以下

29 狭域通信システムの陸上移動局、狭域通信システムの基地局及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、

2 及び に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値

25μW以下

スプリアス領域における不要発射の強度の許容値

ア 陸上移動局及び陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の送信設備

2.5 μ W以下

イ 基地局の送信設備

25 μ W以下

帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数

搬送波 (\pm) 12.2MHz

- 30 17.7GHzを超え18.72GHz以下及び19.22GHzを超え19.7GHz以下の周波数の電波を使用する無線局（固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。）の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2及びに規定する値にかかわらず、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が50 μ W以下である値とする。ただし、帯域外領域における不要発射の強度の許容値は総務大臣が別に告示する値とする。

- 31 22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の送信設備及び基本周波数の平均電力が1W以下の送信設備であつて、54.25GHzを超え59GHz以下の周波数の電波を使用する無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射及びスプリアス領域における

不要発射の強度の許容値は、2 に規定する値にかかわらず、50 μ W以下である値とする。

32 5 GHz帯無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2 に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

33 航空機地球局の送信設備のうち次に掲げる送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2 に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

航空機地球局の送信設備のうち1,626.5MHzを超え1,660.5MHz以下の周波数の電波を使用するもの（無線高速データ通信が可能なものを除く。）の単一の変調時における不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。ただし、搬送波の周波数の(±)35kHzの範囲内については、この限りでない。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
1,525MHz以下	任意の4kHz幅において基本周波数の等価等方輻射電力より135dB低い値
1,525MHzを超え1,559MHz以下	任意の4kHz幅において基本周波数の等価等方輻

	射電力より203dB低い値
1, 559MHzを超え1, 565MHz以下	任意の4kHz幅において基本周波数の等価方輻射電力より135dB低い値
1, 565MHzを超え1, 585MHz以下	任意の1MHz幅において基本周波数の等価方輻射電力より155dB低い値
1, 585MHzを超え1, 598MHz以下	任意の4kHz幅において基本周波数の等価方輻射電力より105dB低い値
1, 598MHzを超え1, 605MHz以下	任意の1MHz幅において基本周波数の等価方輻射電力より105dB低い値
1, 605MHzを超え1, 610MHz以下	任意の1MHz幅において基本周波数の等価方輻射電力より85dB低い値
1, 610MHzを超え1, 735MHz以下	任意の4kHz幅において基本周波数の等価方輻射電力より55dB低い値

1,735MHzを超え12GHz以下	任意の4kHz幅において基本周波数の等価方輻射電力より105dB低い値
12GHzを超え18GHz以下	任意の4kHz幅において基本周波数の等価方輻射電力より70dB低い値

航空機地球局の送信設備のうち1,626.5MHzを超え1,660.5MHz以下の周波数の電波を使用するもの（無線高速データ通信が可能なものに限る。）のスプリアス発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

- ア 変調時におけるスプリアス発射（高調波発射を除く。）の等価方輻射電力の強度の許容値は、任意の4kHz幅において別図第1号に示す曲線の値とする。ただし、1,626.4kHzから1,660.6kHzまでの周波数帯における変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、離調周波数が100kHzを超えるものに対して無変調時の基本周波数の等価方輻射電力より60dB低い値とする。
- イ 高調波発射（18GHz以下の周波数のものに限る。）の強度の許容値は、等価方輻射電力が（

-) 23d BW以下である値とする。

34 インサルスット携帯移動地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

インサルスット携帯移動地球局のインサルスットA型の送信設備

14 に規定する値とする。

インサルスット携帯移動地球局のインサルスットC型の送信設備

14 に規定する値とする。

インサルスット携帯移動地球局のインサルスットB型の送信設備

ア 変調時におけるスプリアス発射（高調波発射を除く。）の等価平方輻射電力の強度の許容値は、任意の4kHz幅において別図第1号に示す曲線の値とする。ただし、1,626.4MHzから1,646.6MHzまでの周波数帯における変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、離調周波数が100kHz（無線高速データによる通信を行う場合にあつては、500kHz）を超えるものに対して無変調時の基本周波数の等価平方輻射電力より60dB低い値とする。

イ 高調波発射（18GHz以下の周波数のものに限る。）の強度の許容値は、14 イに規定する値とする。

インサルスット携帯移動地球局のインサルスットM型の送信設備

ア 変調時におけるスプリアス発射（高調波発射を除く。）の等価平方輻射電力の強度の許容値は、任意の4kHz幅において別図第1号に示す曲線の値とする。ただし、1,626.4MHzから1,660.6MHzまでの周波数帯における変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、離調周波数が100kHzを超えるものに対して無変調時の基本周波数の等価平方輻射電力より60dB低い値とする。

イ 高調波発射（18GHz以下の周波数のものに限る。）の強度の許容値は、14 イに規定する値とする。

インサルスット携帯移動地球局のインサルスットミニM型の送信設備及びインサルスット携帯移動地球局のインサルスットF型の送信設備

14 に規定する値とする。

インサルサット携帯移動地球局のインサルサットD型の送信設備

変調時におけるスプリアス発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、別図第1号に示す曲線の値とする。

インサルサット携帯移動地球局のインサルサットB G A N型の送信設備

変調時におけるスプリアス発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力より60 d B低い値とする。

35 基本周波数の平均電力が1 W以下の気象援助局及び簡易無線局（27 MHz帯の電波を使用するものに限る。）の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値の規定は適用しない。

36 28 MHz以下のH 3 E電波、J 3 E電波又はR 3 E電波を使用する無線局の送信設備（航空移動業務の無線局、放送局、放送中継を行う固定局及びアマチュア局の送信設備を除く。）の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、2及び3に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

割当周波数からの周波数間隔	帯域外領域における不要発射の強度の許容値
1.5 kHz 超え4.5 kHz 以下	基本周波数の尖頭電力より31 d B低い値

4. 5k Hz 超え7. 5k Hz 以下	基本周波数の尖頭電力より38dB低い値
7. 5k Hz 超えるもの	50mW以下であり、かつ、基本周波数の尖頭電力より43dB低い値

37 1, 900MHz帯加入者系無線アクセス通信を行う固定局又は1, 900MHz帯加入者系無線アクセス通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、2及び2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の

許容値

周波数帯	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
1, 893. 5MHzを超え1, 919. 6MHz以下の周波数	250nW以下	250nW以下

1, 893.5 MHz 以下及び1, 919.6 MHz を超える周波数	2.5μ W以下	2.5μ W以下
---------------------------------------	----------	----------

注 スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射又は不要発射の継続する時間における平均の電力の値とする。

帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数

搬送波 (±) 996 kHz

38 移動局（航空機局を除く。）のうち単側波帯（実数零点単側波帯変調方式のものを除く。）を使用する送信設備のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2 及び36に規定する値にかかわらず、基本周波数の尖頭電力より43dB低い値とする。

39 30MHz以下の周波数の電波を使用するアマチユア局（人工衛星に開設するアマチユア局の無線設備を遠隔操作するアマチユア局を含む。）の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2 に規定する値にかかわらず、次のとお

りとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
5Wを超えるもの	50mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より40dB低い値	50mW以下であり、かつ、基本周波数の尖頭電力より50dB低い値
1Wを超え5W以下		50 μ W以下
1W以下	100 μ W以下	

40 宇宙無線通信を行う無線局の送信設備（14、33、34及び39の規定の適用があるものを除く。）であつて、総務大臣が別に告示するものスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2 及び に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

41 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1 から40までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。